

平成 年 月 日

山梨大学 殿

提出者 所属
氏名 印
連絡先 住所 〒

TEL : FAX :
Emain

下欄に記載した学位論文等を、著作権法第18条第3項第1号に基づいて、情報公開法の規定により山梨大学がこれを公衆に提出し、又は提示することに同意しません。

論 文 名	
学籍番号	
著 者 名	
指導教官名	
そ の 他	

(著作権法当該条文・第18条第3項第1号)

第18条

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

- 1 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(情報公開法第9条第1項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意志表示をした場合を除く。)情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は掲示すること。